

令和 3 年第 2 回
十和田地域広域事務組合議会
定例会会議録

令和3年第2回定例会議録目次

令和3年11月22日（月曜日）

○ 議事日程第1号	3
○ 本日の会議に付した事件	4
○ 出席議員	4
○ 欠席議員	4
○ 説明のため出席した者	4
○ 職務のため出席した事務局職員	5
○ 開　　会	6
○ 日程第1　会議録署名議員の指名	6
○ 日程第2　会期の決定	6
○ 日程第3　一般質問	6
○ 日程第4　認定第1号　令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第23　議案第30号　十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
○ 日程第4　認定第1号　令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	17
○ 日程第5　認定第2号　令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	17
○ 日程第6　認定第3号　令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について	18
○ 日程第7　認定第4号　令和2年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について	18
○ 日程第8　認定第5号　令和2年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について	18
○ 日程第9　認定第6号　令和2年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について	19
○ 日程第10　認定第7号　令和2年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	19
○ 日程第11　認定第8号　令和2年度十和田地区環境整備事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	20
○ 日程第12　報告第5号　専決処分の報告について	20
○ 日程第13　議案第21号　令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	21
○ 日程第14　議案第22号　令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）	21
○ 日程第15　議案第23号　令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第2号）	21
○ 日程第16　議案第24号　令和3年度十和田地域広域事務組合清掃特別	

会計補正予算（第1号）	22
○ 日程第17 議案第25号 令和3年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第1号）	22
○ 日程第18 議案第26号 令和3年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第1号）	23
○ 日程第19 議案第27号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）	23
○ 日程第20 議案第28号 令和3年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算（第2号）	23
○ 日程第21 議案第29号 十和田地域広域事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について	24
○ 日程第22 同意第1号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について	24
○ 日程第23 議案第30号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
○ 閉　　会	25

令和 3 年第 2 回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 令和 3 年 1 月 22 日
閉会 令和 3 年 1 月 22 日

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
認定第 1 号	令和 2 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和 3 年 11 月 22 日	認 定
認定第 2 号	令和 2 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 3 号	令和 2 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 4 号	令和 2 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 5 号	令和 2 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 6 号	令和 2 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 7 号	令和 2 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 8 号	令和 2 年度十和田地区環境整備事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
報告第 5 号 専決第 5 号	専決処分の報告について 令和 3 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 1 号）	〃	報告済
議案第 21 号	令和 3 年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）	〃	原案可決
議案第 22 号	令和 3 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第 23 号	令和 3 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第 24 号	令和 3 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃
議案第 25 号	令和 3 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃
議案第 26 号	令和 3 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第27号	令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）	令和3年 11月22日	原案可決
議案第28号	令和3年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算（第2号）	〃	〃
議案第29号	十和田地域広域事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
同意第1号	十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について	〃	同 意
議案第30号	十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	原案可決

議事日程第1号

令和3年11月22日（月）午後2時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 認定第 1号 令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第5 認定第 2号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 認定第 3号 令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 認定第 4号 令和2年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 認定第 5号 令和2年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定第 6号 令和2年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 7号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 8号 令和2年度十和田地区環境整備事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 報告第 5号 専決処分の報告について
専決第 5号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算
(第1号)
- 第13 議案第21号 令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第22号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第23号 令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算
(第2号)
- 第16 議案第24号 令和3年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第25号 令和3年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算(第1号)
- 第18 議案第26号 令和3年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算(第1号)
- 第19 議案第27号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第28号 令和3年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算(第2号)

第21 議案第29号 十和田地域広域事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について

第22 同意第1号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について

第23 議案第30号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（14名）

1番	山	田	洋	子
2番	中	嶋	秀	一
3番	長	根	一	男
4番	久	田	伸	一
5番	佐々木			勝
6番	澤	上		訓
7番	櫻	田	百合子	
8番	斎	藤	重	美
9番	山	本		実
11番	尾	形	裕	之
12番	横	道	一	男
13番	久	慈	年	和
14番	堰	野端	展	雄
15番	豊	川	泰	市

欠席議員（1名）

10番 苛米地 繁 雄

説明のため出席した者

管 理 者	小山田	久
副 管理 者	吉 田	豊
副 管理 者	成 田	隆
副 管理 者	若 宮	佳 一
副 管理 者	櫻 井	雅 博
副 管理 者	北 館	康 宏
事 務 局 長	牛 崎	満

消防長	宏秀隆
次長	充博文
警防課長	寺川一
予防課長	地村宏
通信指令課長	川澤政
十和田消防署長	山崎安
十和田湖消防署長	川玉裕
六戸消防署長	川氣一
会計管理者	三浦裕
監査委員	山村さゆり
監査委員事務局長	久保光
教育長	垣野節
教育部長	丸井英
教育総務課長	今辰子
学校給食センター所長	原克八
三沢市環境衛生課	越田人
	和守登里

職務のため出席した事務局職員

次長	白利明
次長補佐	山角篤
次長補佐	浜均吉
推進係	田盛新
施設係	澤吾
財政係	市林吉
主査	館伸之
	荒岡博樹
	佐々木大

開　　会

午後 2 時 30 分 開会

○議長（豊川泰市）　出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和 3 年 1 月 8 日告示招集されました令和 3 年第 2 回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めてまいります。

日程第 1　会議録署名議員の指名

○議長（豊川泰市）　日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、11 番尾形裕之議員、12 番横道一男議員を指名します。

日程第 2　会期の決定

○議長（豊川泰市）　日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

日程第 3　一般質問

○議長（豊川泰市）　日程第 3、一般質問を行います。

質問は、通告により議長において指名します。

それでは、指名します。

2 番中嶋秀一議員。

○2 番（中嶋秀一）　皆様、こんにちは。2 番、十和田市議会選出の中嶋秀一でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

給食センター業務について伺います。給食センター職員、配送業者、また食材を納入されている業者などたくさんの方々のご尽力で、毎日生徒へ給食が滞りなく届けられていることに心より感謝申し上げます。これからも安心、安全な給食提供がされるようお願いいたします。

食育基本法を抜粋して紹介しますと、「二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるよ

うにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯に渡って生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きるまでの基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている、「心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である」とあります。

農林水産省の発表では、朝食を毎日食べることにより脳も体も活発になる、体内リズムを整える、栄養バランスに配慮した食生活をすることにより胃がん、大腸がん、乳がんの発症リスクが低くなる、脳血管疾患や心疾患での死亡リスクが低くなるなどが報告されています。食育の活動を推進することで、様々な効果が得られるという報告は、今後さらに社会に大きな影響を与えるものと思います。

そこで質問ですが、食育について、具体的にどのような活動をされているのか伺います。

次に、学校給食実施基準の一部改正の中で、「我が国の伝統的食文化について興味・関心を持って学び、郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の継承につながるよう、郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒がその歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組に資するよう配慮すること。また、地域の食文化を学ぶ中で、世界の多様な食文化等の理解も深めることができるよう配慮すること」、「児童生徒が学校給食を通して、日常又は将来の食事作りにつなげができるよう、献立や食品名が明確な献立作成に努めること」とあります。私たちが子供の頃よく食べたひつみ、なべっこだんご、たら汁といった懐かしい味は、おふくろの味として忘れることはありません。子供たちにも食べてほしい、また郷土料理として受け継いでもらいたいと思っています。

そこで質問ですが、伝統的食文化の提供はされているのか伺います。

次に、給食メニューについて伺います。兵庫県川西市では、各学校の生徒たちが自分たちが担当する月の旬の食材などを調べ、家庭科の先生や栄養教諭にアドバイスをもらいながら、給食のメニューを各クラスで考える、さらに学校内でプレゼンをして、学校代表のメニューを決定し、3年生になったときに自分たちが考えた給食メニューを食べるそうです。子供たちが自分たちで意見を出しながら考えるメニューは、きっと思い出に残る給食になるでしょう。

そこで質問ですが、残食率を下げる工夫として、アンケート調査などはされているのでしょうか。

次に、生徒から希望メニュー等のアンケートは取っているのか伺います。

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構は、2019年1月17日をおむすびの日としてプレス発表会を開催いたしました。おむすびの日とは、ごはんを食べよう国民運動推進協議会が2000年に制定した記念日です。1995年に発生した阪神・淡路大震災で、ボランティアによるおむすびの炊き出しが人々を大いに助けたことから、いつまでもこの善意を忘れないようにと、大震災の起きた1月17日に定められたそうです。

私たち東北人にとって忘れられない3.11東日本大震災があります。たくさんの方が亡くなり、今なお避難生活を送られている人もいます。震災を知らない子供たちが給食メニューでおにぎりセットのようなものが出てきたら、「今日は何の日。そうか、3.11東日本大震災の日だね」と話題となり、災害への意識改革になるのではないでしょうか。

十和田地域広域事務組合としても、災害での食育を考える上からも、おにぎり日のようなものを考えてはいかがでしょうか。ぜひご検討いただければと思います。これは要望です。

次に、防災に向けた給食センターの在り方について。ローリングストック法という言葉があります。日常的に非常食を食べて、食べたら買い足すという行為を繰り返し、常に新しい非常食を備蓄するという方法です。役所では避難場所や防災備蓄としてたくさんの食材を確保しています。しかし、永久保存というわけにはいきません。消費期限が来る前に新しいものに入れ替える作業が必要です。

そこで、古くなった食料を有効的に活用するために給食で活用できなか、検討していただきたいと思います。これは要望です。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（豊川泰市） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 中嶋議員のご質問にお答えいたします。

私からは、食育について、具体的にどのような活動をしているのかについてお答えいたします。

食育に関しましては、議員ご指摘のとおり、食育基本法及び同法に基づいて策定されました食育推進基本計画においては、学校では食に関する指導の充実が求められているところでございます。

十和田地域広域事務組合の教育施策の基本方針におきましても、学校教育における食育について、栄養教諭、学校栄養職員の学校訪問における「食」に関する指導の充実に努めると定めているところであります。

これらの法律や方針に基づきまして、学校教育センターでは、管内の小中学校と日程及び指導内容を調整しまして、食に関する指導のための学校訪問を毎年実施しております。今年度につきましても、栄養士4名が29校の小中学校を訪問しまして、食べ物の働きや朝食の重要性など、児童生徒の発達段階に応じた講話を授業の形式を取って行っています。

次代を担う子供たちへの食育は大変重要なものと認識しておりますことから、今後も食に関する指導のさらなる充実に努めてまいりたい、そのように考えております。

そのほかの質問につきましては、教育長等から答弁をさせます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（豊川泰市） 教育長。

○教育長（丸井英子） 伝統的食文化の提供がされているのかのご質問についてお答えします。

学校給食の根拠法である学校給食法では、目標の一つに我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めることを掲げており、学校給食センターにおいても、

季節に応じた郷土料理の提供に努めているところです。具体的メニューとしては、年間を通じて提供するものとして、すいとんや煎餅汁など、冬場にはなべっこだんごや子あえ、たら汁などの提供を行っています。また、献立表の一口メモに料理の由来や歴史などを添えて、児童生徒の郷土料理に対する理解の向上に努めております。

教育委員会としましても、伝統的な食文化の理解や郷土への興味や関心を増やし、地域や家庭で受け継がれてきた食文化の継承のためにも重要なことだと考えており、今後も季節に応じた郷土料理の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 教育部長。

○教育部長（今 辰八） 給食メニューに関するご質問のうち、まず残食率を下げる工夫としてアンケート調査などを行っているかとのご質問にお答えいたします。

現在残食率を下げるためのアンケート調査は実施しておりません。学校給食実施基準では、多様な食材を適切に組み合わせて、各栄養素をバランスよく摂取することを重視した指導を行うことになっております。各学校においては、児童生徒の体格やその日の体調に応じて配膳する量を変更するなどして、一人一人の特性に応じた給食指導をしております。

次に、希望メニュー等のアンケートを取っているかとのご質問についてお答えいたします。

給食センターでは、毎年中学校3年生を対象にリクエスト給食のアンケートを実施しています。このアンケートは、中学校生活が残り半年となる毎年10月に実施し、小中学校の給食メニューの中で一番好きな、そしてもう一度食べたいメニューを挙げてもらい、集計の結果上位となったメニューを3月までの給食に提供しています。

給食は学校教育の一環として実施するのですが、子供たちが楽しみにしていることから、子供たちの思い出に残るようなおいしい給食を今後とも提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋秀一議員。

○2番（中嶋秀一） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

給食の残食量は、1日どれくらいあるのでしょうか。

○議長（豊川泰市） 教育部長。

○教育部長（今 辰八） ただいまのご質問についてお答えいたします。

給食の残食量は、およそその数値ですが、学校給食センター全体では1日当たり約190キログラムで、1人当たりで約37グラムとなっております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 回収された残食は、どのように処理されているのでしょうか。

○議長（豊川泰市） 教育部長。

○教育部長（今 辰八） ただいまのご質問についてお答えいたします。

学校から回収した残食については、主に残ったメニューを記録し、水切りして、重量

を測定した後、水分をさらに十分絞ってから廃棄物として処理しております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 学校給食でも食品ロスを少なくするというのが一つの課題かと思います。国連のSDGsの説明には次のようにあります。「飢餓と栄養不良をなくすことは、私たちの時代に課せられた大きな課題の1つです。食事の量が足りなかったり、質が悪かったりすると、人々の健康状態が悪化するだけでなく、教育や雇用などほかの多くの開発分野の進展を遅らせることにもなります」、「国連では2030年までに人々の生活を改善するために17の目標からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。その2番目の「飢餓をゼロに」という目標は、飢餓を終わらせ、食料安全保障を実現し、栄養状態を改善するとともに、持続可能な農業を促進するというもので、国連WFPの優先課題です」、「世界には、子どもたちに栄養のある食べ物を与えられない親がたくさんいます。すべての人が食べるのに十分な食料が生産されている一方で、6億9,000万人がいまだに毎晩空腹を抱えたまま眠りについています。2019年には55か国1億3,500万人が急性食料不良に直面しました。さらに、3人に1人が何らかの栄養不良に苦しんでいるのが現状です」。

給食センターは、食料提供のプロだと思っています。食材加工、給食提供、改修といった一連の流れのプロです。食育教育ではもちろん、SDGsの話や飢餓に苦しむ世界の情勢等も話題になるでしょう。残食が少なくなるよう、食品ロスを減らすよう、今後とも取組をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、食物アレルギー等の生徒児童について、学校給食実施基準の一部改正の中で、「食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること」とあります。当組合が提供する学校施設の生徒で、アレルギー等の生徒は把握されているのでしょうか。

○議長（豊川泰市） 教育部長。

○教育部長（今 辰八） ただいまのご質問についてお答えいたします。

食物アレルギーの有無については、学校給食センターにおいて毎年調査しています。今年度の調査では、食物アレルギーを持つ児童生徒数は64人となっており、管内の児童生徒全体の約1.3%となっております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） ありがとうございます。今言われた64人の食物アレルギー対応給食というものは提供されているのでしょうか。

○議長（豊川泰市） 教育部長。

○教育部長（今 辰八） ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在学校給食センターでは、アレルギー対応の給食は提供しておりません。アレルギー対応の給食を提供するためには、専用のレーンを設け、調理器具も専用のものを準備する必要があり、場合によってはスペース確保のための増築も必要となるなど、既存施

設の大規模な改修を要することとなるため、現時点ではアレルギー対応給食の提供は困難な状況です。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 分かりました。現施設では食物アレルギーを持つ生徒への給食提供はできないということなので、新しい施設建設のときは対応できるようお願いしたいと思います。

次に、食材の仕入れについて伺います。福岡市学校給食公社では、給食物資の流れが次のようになっています。献立管理委員会では、栄養士さんが作成した献立の原案について、校長、保護者代表、学校栄養職員、給食公社職員等が献立の材料や衛生面などについて検討し、献立を決定します。次に、献立管理委員会で決定された献立に基づき、必要な食材料を購入するため、学校給食用の食材料を納入する指定業者に食材料の種類や数量をお知らせし、配合表、見積書、見本を提出してもらい、給食物資選定会が開かれます。さらに、納入前検査、分析等検査、放射性物質検査、巡回検査、DNA鑑定まで行っているようです。大変な時間と専門的な分野まで取り入れ、安全かつ良質な給食提供を行っています。

当組合の給食センターではそこまで細かくされていないと思いますが、何点か確認したいと思います。品質のよくない食材が入っていた場合は、どのように対応されているのでしょうか。

○議長（豊川泰市） 教育部長。

○教育部長（今 辰八） ただいまのご質問についてお答えいたします。

食材は、基本的に使用日当日に納入されますが、納入時に必ず検収係の職員が立ち会って、品質や数量の確認をしています。また、肉類及び生野菜は毎月入札を行っており、入札実施日に納入業者に見本品を持参していただき、食材の品質確認を行っているため、納入日当日に不良品が納入されることはありません。

しかしながら、野菜については皮をむいたり切断しないと中の状況が分からないことから、万が一不良品が混入していた場合には、至急納入業者に交換品を納入してもらうことで対応しております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 旬の食材、地産地消といった具体的な取組について伺います。

○議長（豊川泰市） 教育部長。

○教育部長（今 辰八） ただいまのご質問についてお答えいたします。

旬のものを旬の時期に食べることは、食材の持つおいしさとみずみずしさを感じることができ、栄養も豊富で、購入費も低減されることから、給食センターにおいても、旬の食材の利用に努めているところです。さらに、地産地消も積極的に推進することとしており、具体的な取組としては、地元産の食材を多用したメニューを提供する事業を今年度から実施しています。このほか、市の補助事業を活用して、地元産の長芋や卵、ガーリックポークなどを使用しており、今年度新たに長ネギとキャベツが加わりました。

学校給食センターとしましては、旬の食材の利用と地産地消の取組を継続し、さらに

強化していくこととしております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 地産地消にこだわった場合には高価格になる場合もあるかと思います。その辺はどのように考えているのでしょうか。

○議長（豊川泰市） 教育部長。

○教育部長（今 辰八） ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国内の主要産地から旬の食材を取り寄せるほうが費用的には安くなることもありますが、学校給食に地場産品を使用することは、児童生徒が地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めることにつながり、意義深いことと考えています。

十和田地域広域事務組合の教育施策の基本方針においても、重点目標の一つに、児童生徒にふるさとへの愛着と感謝の気持ちが育まれるよう地場産品を使用するよう努めますと掲げており、可能な限り地元の食材を活用していくこととしております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 分かりました。

食材を納入する業者の入札はどのようにになっているか伺います。

○議長（豊川泰市） 教育部長。

○教育部長（今 辰八） ただいまのご質問についてお答えいたします。

食材のうち肉類及び生野菜については、指名競争入札を実施しています。このうち野菜の業者は、全て地元十和田市及び六戸町の業者5者を指名業者としています。肉類については、地元で対応できる業者がないことから、県内及び隣県の業者3者で入札を行っております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 分かりました。ありがとうございます。

最後に、要望になりますが、災害時における学校給食体制構築について、文部科学省では次のように述べています。「先般、地震や台風等の自然災害により、各地で様々な被害を受け、学校給食調理場が損壊する等、学校給食の実施が困難となる事態が発生している。また、被災後、学校における平常日課を実施する上で給食の提供が課題の一つになることが判明している。学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに学校生活を豊かにし、被災した児童生徒が日常の学校生活を取り戻す一助になることから学校給食の早期再開は大切である。このことから、文部科学省では、各都道府県に対し、今後の災害等の不測の事態に備えて、学校給食再開までのバックアップ体制の構築を依頼している。本事業では、各地方公共団体において実施している、災害時における学校給食実施体制の構築について調査・分析を行い、本事例集を作成した」としています。事例では、令和3年3月現在で、鳥取県日南町、熊本県益城町、愛媛県今治市、奈良県生駒市など10の自治体、県では宮城県が東日本大震災の経験を基に学校再開ハンドブックを作成し、災害時における学校給食実施体制の概要をまとめています。

文部科学省の調査によると、40.8%の自治体がこれまでに給食施設や給食提供に

影響がある被災経験があり、具体的な被災状況として、特に停電、水道断絶、調理場損壊等が挙げられています。現在災害等の不測の事態に備えた学校給食実施体制の整備をしている自治体の割合は33.4%となっています。

当組合の給食センターは、十和田市と六戸町へ提供しています。災害のない地域とはいえ、いつどこでどのような災害が発生するか分かりません。ぜひ災害に備えた学校給食実施体制をご検討くださるよう要望して、全ての質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（豊川泰市） 以上で中嶋秀一議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終了します。

ここで暫時休憩します。

午後3時00分 休憩

午後3時02分 再開

○議長（豊川泰市） 休憩を解いて会議を開きます。

日程第4 認定第1号 令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計
歳入歳出決算の認定について～日程第23 議案第30号 十和田地
域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（豊川泰市） 日程第4、認定第1号 令和2年度十和田地域広域事務組合一般会
計歳入歳出決算の認定についてから日程第23、議案第30号 十和田地域広域事務組
合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの認定8件、報告
1件、議案10件、同意1件を一括上程します。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 令和3年第2回定例会の開会にあたり、提案いたしました議案
についてその概要をご説明申し上げます。

認定第1号の令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につい
て申し上げます。歳入歳出予算現額6,395万7,000円に対し、歳入決算額6,39
7万6,981円、歳出決算額5,872万1,400円で、歳入歳出差引額の525万5,5
81円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第2号の令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて申し上げます。歳入歳出予算現額24億7,941万9,000円に対し、歳入決
算額24億4,477万5,725円、歳出決算額23億7,127万2,696円で、歳
入歳出差引額の7,350万3,029円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第3号の令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認
定について申し上げます。歳入歳出予算現額6億3,781万3,000円に対し、歳入

決算額 6 億 3,403 万 2,184 円、歳出決算額 6 億 618 万 9,419 円で、歳入歳出差引額の 2,784 万 2,765 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 4 号の令和 2 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 10 億 364 万 4,000 円に対し、歳入決算額 10 億 431 万 8,314 円、歳出決算額 9 億 2,570 万 5,186 円で、歳入歳出差引額の 7,861 万 3,128 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 5 号の令和 2 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 7,097 万 2,000 円に対し、歳入決算額 7,209 万 3,932 円、歳出決算額 7,049 万 990 円で、歳入歳出差引額の 160 万 2,942 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 6 号の令和 2 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 8,579 万 2,000 円に対し、歳入決算額 8,580 万 9,676 円、歳出決算額 7,339 万 9,783 円で、歳入歳出差引額の 1,240 万 9,893 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 7 号の令和 2 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 7,282 万 1,000 円に対し、歳入決算額 7,282 万 66 円、歳出決算額 6,759 万 4,702 円で、歳入歳出差引額の 522 万 5,364 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 8 号の令和 2 年度十和田地区環境整備事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 19 億 8,441 万 5,890 円に対し、歳入決算額 18 億 8,684 万 651 円、歳出決算額 15 億 8,969 万 8,060 円で、歳入歳出差引額の 2 億 9,714 万 2,591 円は十和田地域広域事務組合と三沢市が承継することになりました。

報告第 5 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分は、公債費を補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

議案第 21 号から議案第 28 号までの令和 3 年度十和田地域広域事務組合各会計補正予算については、令和 2 年度の決算に伴う繰越金を計上し、基金の積立て及び市町村負担金等を減額したほか、所要額を計上したものであります。

議案第 21 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。今回の補正は、歳入の組替えをいたしました。

議案第 22 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1,902 万 5,000 円を追加しました。その結果、歳入歳出予算それぞれの総額は 15 億 7,884 万 9,000 円となりました。歳出の主なものについては、基金の積立てと新型コロナウイルス感染対策に要する経費等の追加であります。

議案第 23 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1,205 万 7,000 円を追加しました。その結果、歳入歳出予算それぞれの総額は 6 億 56 万円となりました。

議案第 24 号から議案第 27 号までの令和 3 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会

計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計及び消防通信指令事務協議会特別会計の各会計補正予算（第1号）については、歳入の組替えをいたしました。

議案第28号の令和3年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,688万1,000円を追加いたしました。その結果、歳入歳出予算それぞれの総額は3億3,315万1,000円となりました。歳出の主なものについては、旧十和田地区環境整備事務組合の清算金の追加と令和2年度分経費等の減額であります。

議案第29号の十和田地域広域事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定については、し尿等の前処理を行う施設等に関する事務に係る経費の負担金の負担方法等について所要の改正をするためのものであります。

同意第1号の十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命については、令和3年1月26日をもって任期満了となる十和田地域広域事務組合教育委員会委員、瀧口孝之氏を引き続き任命するためのものであります。

議案第30号の十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県人事委員会勧告の内容に準じ、職員の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましては、その都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（豊川泰市） 次に、認定第1号から認定第8号までの令和2年度各会計歳入歳出決算について、監査委員より決算審査の意見を求めます。

久保監査委員。

○監査委員（久保光造） 認定第1号から認定第7号までの令和2年度十和田地域広域事務組合の一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見をご報告申し上げます。

審査の対象は、令和2年度十和田地域広域事務組合の一般会計、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計及び消防通信指令事務協議会特別会計の7会計でございます。

審査の期間は、令和3年8月3日から令和3年10月20日までであり、審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

その概要及び意見については、次のとおりでございます。決算審査意見書の3ページをお開きください。令和2年度一般会計の決算額は、歳入が6,397万6,981円、歳出が5,872万1,400円で、前年度に比べて歳入は14.1%、歳出は17%とそれぞれ減少しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の525万5,581円となっております。

また、特別会計の決算額は、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計及び消防通信指令事務協議会特別会計

の6会計の合計で、歳入が43億1,384万9,897円、歳出が41億1,465万2,776円で、前年度に比べて歳入は24.5%、歳出は22.6%とそれぞれ増加しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の1億9,919万7,121円となっております。

なお、当年度末における基金の現在高は、消防施設整備基金が3,094万7,785円、学校給食センター厨房設備整備基金が1,057万3,901円、清掃事務財政調整基金が10万5,302円となっており、前年度末に比べて合計額で133万6,672円の減となっております。

また、地方債の当年度末における現在高は、消防特別会計及び火葬特別会計の2会計で合わせて13億6,265万2,649円となっており、前年度末に比べて7億3,550万4,500円の増となっております。

令和2年度各会計における総括的な決算状況は以上のとおりであります、歳入の大部分が組織市町村からの負担金であり、また歳出においては限られた予算の中で効率的な執行に努めており、一般会計及び特別会計とも健全に運営されているものと認められました。

当組合が所管する業務は、住民生活に密接に関係しております、事故等により業務の遅滞が発生すれば、その影響は重大なものとなります。このことから、事業の現状を的確に分析し、経費節減及び事務事業の合理化に努めるとともに、長期的視点に立った計画的かつ効率的な事業運営を図り、地域住民の快適で住みよい生活環境の実現に一層努力されるよう望むものであります。

次に、認定第8号の令和2年度十和田地区環境整備事務組合一般会計歳入歳出決算の決算審査意見をご報告申し上げます。

審査の期間は、令和3年6月25日から令和3年10月20日までであり、審査に当たっては、一般会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

その概要及び意見は、次のとおりでございます。決算審査意見書の3ページをお開きください。令和2年度の決算額は、歳入が18億8,684万651円、歳出が15億8,969万8,060円で、前年度に比べ歳入で136.7%、歳出で152.8%とそれぞれ増加しております。歳入歳出差引額は2億9,714万2,591円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、その額が実質収支額となっております。

令和2年度決算における総括的な決算状況は以上のとおりであります、歳入は組織市町村からの分賦金が大部分であるとともに、歳出においては限られた予算の中で効率的な執行に努めており、健全に運営されているものと認められました。

当組合は、令和3年3月31日をもって組合を解散し、解散後のし尿及び浄化槽汚泥の前処理を行う施設の管理運営に関する事務等を十和田地域広域事務組合が承継することとなりました。

し尿処理はどの地域においても必要不可欠な生活インフラであります、施設運営に

は多額の経費が必要とされることから、近年の人口減少や公共下水道等の普及状況を踏まえ、今後も事業の現状と動向を的確に把握し、経費の節減、合理化を図り、地域住民の快適で住みよい生活環境の保全に一層努力されるよう望むものであります。

以上、令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計、特別会計、十和田地区環境整備事務組合一般会計の決算審査意見をご報告申し上げます。

○議長（豊川泰市） 以上で監査委員の決算審査の意見を終わります。

日程第4 認定第1号 令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計
歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） これより議案の審議に入ります。

日程第4、認定第1号 令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入れます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入れます。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決定しました。

日程第5 認定第2号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別
会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） 日程第5、認定第2号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入れます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入れます。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決定しました。

日程第6 認定第3号 令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食
特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） 日程第6、認定第3号 令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定することに決定しました。

日程第7 認定第4号 令和2年度十和田地域広域事務組合清掃特別
会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） 日程第7、認定第4号 令和2年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定することに決定しました。

日程第8 認定第5号 令和2年度十和田地域広域事務組合火葬特別
会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） 日程第8、認定第5号 令和2年度十和田地域広域事務組合火葬特

別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第9 認定第6号 令和2年度十和田地域広域事務組合十和田市
消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） 日程第9、認定第6号 令和2年度十和田地域広域事務組合十和田
市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定することに決定しました。

日程第10 認定第7号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防通
信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） 日程第10、認定第7号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防
通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定することに決定しました。

日程第11 認定第8号 令和2年度十和田地区環境整備事務組合一 般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） 日程第11、認定第8号 令和2年度十和田地区環境整備事務組合
一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入れます。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定することに決定しました。

日程第12 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（豊川泰市） 日程第12、報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入れます。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号は承認することに決定しました。

日程第13 議案第21号 令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（豊川泰市） 日程第13、議案第21号 令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第22号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）

○議長（豊川泰市） 日程第14、議案第22号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第23号 令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第2号）

○議長（豊川泰市） 日程第15、議案第23号 令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第24号 令和3年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）

○議長（豊川泰市） 日程第16、議案第24号 令和3年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第25号 令和3年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第1号）

○議長（豊川泰市） 日程第17、議案第25号 令和3年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第26号 令和3年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（豊川泰市） 日程第18、議案第26号 令和3年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第27号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）

○議長（豊川泰市） 日程第19、議案第27号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第28号 令和3年度十和田地域広域事務組合衛生

特別会計補正予算（第2号）

○議長（豊川泰市） 日程第20、議案第28号 令和3年度十和田地域広域事務組合衛

生特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第29号 十和田地域広域事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊川泰市） 日程第21、議案第29号 十和田地域広域事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第22 同意第1号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について

○議長（豊川泰市） 日程第22、同意第1号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第23 議案第30号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊川泰市） 日程第23、議案第30号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

閉　会

○議長（豊川泰市） 以上をもちまして本定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

よって、令和3年第2回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会します。

誠にご苦労さまでした。

午後3時36分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 豊川泰市

同 議員 尾形裕之

同 議員 横道一男